

件名 カンザス州における自宅滞在命令の発令について

ポイント

3月28日(土)、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、カンザス州居住者に対し、州知事より自宅滞在命令が発令されました。自宅滞在命令は3月30日(月)0時01分から4月19日までの措置となりますが、状況によってはその後も継続する可能性があります。

本文

3月28日(土)、コロナウイルス感染症の拡大に伴い、カンザス州居住者に対し、州知事より自宅滞在命令が発令されました。自宅滞在命令は3月30日(月)0時01分から4月19日までの措置となりますが、状況によってはその後の継続や、別の措置がとられる可能性もあります。自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように注意してください。10人以上の集まりは制限されています。

可能な活動の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ウォーキング、犬の散歩
- ・他人の介護・食料、医薬品、家庭での必需品の調達
- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤

(「必要不可欠な活動」及び「必要不可欠な仕事」の詳細については、以下のパラグラフ9以降を参照願います。)

<https://governor.kansas.gov/wp-content/uploads/2020/03/EO20-16.pdf>

また、スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しております。

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。